

2017年7月22日

民進党大阪府総支部連合会
代表 平野博文 様

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 赤井 隆 史

蓮舫代表の戸籍公開に関する申し入れ書

部落問題の解決をはじめ人権と民主主義確立にむけ日夜ご奮闘されておられますことに深く敬意を表します。

さて部落解放同盟中央本部は7月14日、「蓮舫代表の戸籍の公開を求める一連の言動に抗議するとともに、戸籍の公開を断固として許さない」申し入れを民進党本部に行いました。しかし蓮舫代表は18日に記者会見を行い公党の代表としての説明責任を理由に戸籍の写し等を公開しました。私たちはこの事実強い憤りを覚えます。

今回の戸籍等の公開のきっかけとされる、民進党国会議員による東京都議選の敗因が蓮舫代表の二重国籍問題にあるかのような主張に私たちは強い違和感を感じます。加えて戸籍を公開するという今回の行為は様々なマイノリティの人々の人権やプライバシーを脅かすことに繋がりがねず、民進党の政策理念である「共生社会」の実現とは相反する行為であると指摘せざるを得ません。

私たち部落解放同盟は戸籍を悪用した差別身元調査による就職差別や結婚差別の根絶に長年取り組んできました。その結果、1968年には壬申戸籍の閲覧が禁止。1975年の部落地名総鑑事件の発覚を受けて、1976年に戸籍公開原則が制限。1985年には大阪府部落差別調査等規制条例が制定され、2008年には戸籍法が改正され不正取得者・依頼者に刑罰を科すとともに原則非公開となりました。

残念ながらその後も電子版の「部落地名総鑑」事件の発覚や行政書士・弁護士等による戸籍不正取得事件が後を絶たず、いまだに差別身元調査が水面下で行われている実態が明らかとなっています。

これらの事件をふまえ現在では府内のすべての自治体で第三者が戸籍をとった場合、本人に通知する「登録型本人通知制度」が導入されています。

かつての民主党では2009年11月に「戸籍法を考える議員連盟」が結成される等、戸籍制度そのものがもたらす部落差別、婚外子差別、プライバシー侵害問題について検証する営みが積み重ねられてきました。

今、基本的人権の尊重と共生社会を基本理念とする民進党には、「家」制度の名残りを根強く残す戸籍制度そのものの是非を問うことが求められているのではないのでしょうか。

今回の蓮舫代表が戸籍を公開した行為は戸籍をめぐる取り組みに反するとともに、これが前例となり様々な場面で出自に関する個人情報の開示を求められる圧力が強まることも懸念されます。

民進党大阪府総支部連合会におかれましては、以上の私たちの思いをおくみいただき、党本部・蓮舫代表にその問題点について指摘・申し入れられることを、強く要請するものです。